

CNX Nifty 先物取引制度要綱

平成 25 年 10 月 23 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 取引の仕組みについて</p> <p>1. 取引対象</p> <p>2. 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長著しいインドの資本市場への投資及びヘッジに関する投資家ニーズを踏まえて、同国の主要な株価指数として多様な金融商品において指標として用いられている CNX Nifty を対象とした CNX Nifty 先物取引を導入することとします。 ・ 取引対象は、CNX Nifty とします。 ・ 立会は、日中立会及びナイト・セッションに分かれ、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前9時 ➤ レギュラー・セッション：午前9時から午後3時10分 ➤ クロージング・オークション：午後3時15分 ② ナイト・セッション <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前2時55分 ➤ クロージング・オークション：翌日の午前3時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNX Nifty は、India Index Services & Products Limited (以下「IISL」といいます。) が算出するインド株式市場の指標であり、インドを代表する 50 銘柄で構成されています。 ・ 他の株価指数先物取引と同様（以下、特に本要綱に記載していない事項は、他の株価指数先物取引と同様とします。）。

項 目	内 容	備 考
(2) 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによる個別競争取引とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムは、J-GATE を利用しま
3. 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続する直近3か月の3限月取引制とし、各限月の最終木曜日（休業日又は CNX Nifty が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とします。 ・ 直近の限月取引の取引最終日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日は、原則として、National Stock Exchange of India（以下「NSE」といいます。）における CNX Nifty を対象とした先物取引（以下「NSE CNX Nifty 先物取引」といいます。）の限月取引の取引最終日と同じとします。
4. 取引単位及び呼値等		
(1) 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNX Nifty の数値に 100 円を乗じて得た額を 1 単位とします。 	
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期間条件・執行数量条件については、他の株価指数先物取引と同様とします。
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の単位は、1 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ティックの金額は 100 円。
(4) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 ・ 呼値の制限値幅は、基準値段（原則、前取引日の清算数値）を中心に制限値幅算定基準値に 10%を乗じて得た数値（10 ポイント単位で端数切り捨て。以下当該数値を「制限値幅」といいます。）の範囲内とします。 ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限値幅算定基準値は、四半期ごと（4～6月、7～9月、10～12月及び1～3月）に当該四半期の直前月の最終日の CNX Nifty の終値とし、制限値幅は当該四半期初の当社が

項 目	内 容	備 考
<p>5 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p> <p>(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)</p>	<p>おける、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、制限値幅算定基準値にそれぞれ 15%、20%を乗じて得た数値（それぞれ 10 ポイント単位で端数切り捨て。）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 ・ 中心限月取引において制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示され（約定を含む。）、その後、1 分間に当該値段から制限値幅の 10%の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、原則として、全限月取引の取引を 10 分間以上中断（サーキット・ブレーカー）します。 ・ サーキット・ブレーカーを発動する場合には、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限（下限）を拡大します。 ・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）を以下のとおり適用します。 	<p>定める日から適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ NSE においてサーキット・ブレーカーが発動されたことによって、NSE CNX Nifty 先物取引が停止された場合には、原則として、左記の b に該当したものとして取引を停止します。 ・ 発動条件、中断時間及び制限値幅拡大・再開時の取扱いについては、他の株価指数先物取引と同様とします。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ DCB の基準となる値段は、直近の最

項 目	内 容	備 考
6. 取引規制の方法	<p>a DCBの基準となる値段から当社が定める値幅(以下「DCB 値幅」といいます。)を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</p> <p>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	<p>優先買呼値と最優先売呼値の仲値(約定値段を含む)を採用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DCB 値幅は、DCB の基準となる値段の 1%とし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。
7. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、CNX Nifty 先物取引についてストラテジー取引を行うことができるものとします。 ・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、1 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カレンダーズプレッド取引のみ可能とします。 ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。
8. J-NET 取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、CNX Nifty 先物取引について J-NET 取引を行うことができるものとします。 ・ J-NET 取引に係る呼値の単位は、1 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。

項 目	内 容	備 考
9. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 当社はCNX Nifty 先物取引についてギブアップを可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。
10. 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場においてCNX Nifty 先物取引を直接取引することができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。
III. 清算・決済の仕組みについて		
1. 清算機関	<ul style="list-style-type: none"> CNX Nifty 先物取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。
2. 清算・決済		
(1) 転売・買戻しの申告	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。
(2) 清算数値	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構が定める数値とします。 	
(3) 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清算参加者は指定清算参加者との間で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。

項 目	内 容	備 考
(4) 証拠金	<p>a 当該取引日の新規取引分については、各約定値段と当日の清算値段の差額</p> <p>b 前aを除く未決済約定分については、前日の清算数値と当日の清算数値との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先物取引と同様。
(5) 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌日に最終清算数値による決済を行います。 	
(6) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算数値は、当該限月取引と取引最終日が同じNSE CNX Nifty 先物取引に係る最終清算数値として IISL が算出する指数とします。 	<ul style="list-style-type: none"> NSE CNX Nifty 先物取引の最終清算数値は、取引最終日のCNX Nifty の終値です。
IV. その他		
1. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> 1 取引単位につき 40 円とします。 	
2. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> 流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度内容については、別途公表します。

項 目	内 容	備 考
3. 情報開示 (1) 相場情報 (2) 取引参加者別取引内容 (3) 投資部門別取引内容 V. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNX Nifty 先物取引に係る四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を、他の株価指数先物取引と区分して公表します。 ・ 取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は、当分の間行いません。 ・ 他の株価指数先物取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 ・ 当社と株式会社東京証券取引所のデリバティブ市場統合の実施日（平成 26 年 3 月 24 日を予定）から取引を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の先物取引と同様。 ・ 具体的な開示の頻度・方法は、他の株価指数先物取引と同様。

以 上